

埼玉県流域下水道事業運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 流域下水道の計画・建設・維持管理など事業の運営に関して、埼玉県から流域関連市町へ情報提供するとともに、埼玉県と流域関連市町との意見交換及び協議調整を行うため、「埼玉県流域下水道事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(会議)

第2条 協議会に全体会議、流域別会議及び調整会議を置く。

(全体会議)

第3条 全体会議は、別表1の者をもって構成する。

- 2 全体会議は、すべての流域に共通の事項を議題とする。
- 3 議長は、埼玉県下水道局長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長が指定した者をもって充てる。
- 5 全体会議は、議長が招集し、議事を進行する。ただし、議長が判断したときは書面等による会議に代えることができる。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(流域別会議)

第4条 流域別会議は、別表2の団体をもって構成する。

- 2 流域別会議は、各流域下水道の事業の運営に関する事項を議題とする。
- 3 議長は、各流域を所管する下水道事務所長をもって充てる。
- 4 前条第4項から第6項までの規定は、流域別会議の運営について準用する。この場合において、前条第5項中「全体会議」とあるのは「流域別会議」と読み替えるものとする。

(調整会議)

第5条 調整会議は、別表3の団体をもって構成する。

- 2 調整会議は、各流域の意見の取りまとめや流域間の調整が必要な事項を議題とする。
- 3 第3条第3項から第6項までの規定は、調整会議の運営について準用する。この場合において、第3条第5項中「全体会議」とあるのは「調整会議」と読み替えるものとする。

(協議会に係る事務の処理)

第6条 協議会の運営に関する事務は、下水道管理課企画・調整担当において処理する。ただし、流域別会議の運営に関する事務は、当該流域の下水道事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、各会議の議長が定める。

附則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。